

7 利用者負担額(保育料)

利用者負担額は、市民税額（4月～8月までの利用者負担額は前年度分、9月～3月までの利用者負担額は現年度分）に基づき、児童の年齢や保育必要量の区分に応じて決定します。

そのため、源泉徴収票及び確定申告書等の所得税に関する書類の提出は不要です。

北本市に転入した日	利用開始希望月	提出していただく書類
平成30年1月1日以前	平成31年4月～8月	書類の提出は必要ありません。 ※ 市民税が未申告の方は要申告
平成30年1月2日 ～平成31年1月1日	平成31年4月～8月	・平成30年度市民税(非)課税証明書もしくは平成30年度市県民税特別(普通)徴収税額決定通知書
	平成31年9月 ～平成32年3月	書類の提出は必要ありません。 ※ 市民税が未申告の方は要申告
平成31年1月2日以降	平成31年4月～8月	・平成30年度市民税(非)課税証明書もしくは平成30年度市県民税特別(普通)徴収税額決定通知書 ・平成31年度市民税(非)課税証明書もしくは平成31年度市県民税特別(普通)徴収税額決定通知書
	平成31年9月 ～平成32年3月	・平成31年度市民税(非)課税証明書もしくは平成31年度市県民税特別(普通)徴収税額決定通知書

※ 市民税(非)課税証明書はその年の1月1日に住民票のあった市区町村にて発行されます。

※ **市民税が未申告の方は必ず税務課に申告してください。**未申告あるいは必要書類の確認が**出来ない場合は、最高額の利用者負担額を決定致します。**

※ **利用者負担額決定の際の年齢区分は、当該年度4月1日現在の満年齢での区分（P.1参照）になります。**

※ 保育所、幼稚園、認定こども園又は障害児通所支援等を利用している子どもが同一世帯に2人以上いる場合、2人目以降の利用者負担額が減額になります（詳しくはP.11,12参照）。

なお、兄弟の利用している施設が**子ども・子育て支援新制度に該当しない施設**の場合、その施設を利用している児童の在園証明書を提出してください。

※ 未婚のひとり親については、地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されるものとみなして算定します。適用要件がありますので、担当にご相談ください。

※ 修正申告等で税額に変更があった場合は、変更後の税に関する書類を提出してください。

※ 以上について、**当月20日(※)までに提出された書類を審査し内容が適正であれば、翌月から適用します。**

また、同日までに書類が提出できずとも、**当月20日までに、認定変更の連絡があり、当月末日(※)までに書類の提出ができ、内容が適正であれば、翌月から変更を適用します。**

(※) …この日が土日祝日にあたる場合は直前の平日とします。

利用者負担額の算定

利用者負担額は、保護者の市民税額（※）の合計、認定区分、児童のクラス年齢、保育必要量に応じて決定します。父母が市民税非課税で、同居の祖父母が家計の主宰者とみなされる場合は、家計の主宰者の市民税額で算定します。

利用者負担額は、児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、**年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中は利用者負担額は変わりません。**

また、**年度途中で保育所利用開始した場合においても、当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。**

※ 利用者負担額を算定する際の市民税の所得割課税額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例を適用する前の金額となります。

会社員などの方

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」にある市民税の税額控除前所得割額から調整控除額を引いた金額となります。調整控除額は「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」裏面にある計算方法をご確認ください。

自営業などの方

「市民税・県民税 税額決定納税通知書」にある市民税の算出所得割額計から調整控除額を引いた金額となります。

※ 4月～8月までの利用者負担額は前年度市民税額(平成30年度)、9月～3月までの利用者負担額は現年度市民税額(平成31年度)に基づき決定します。

新制度では、毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税額に基づく利用者負担額					現年度の市民税額に基づく利用者負担額						

<多子世帯の利用者負担額軽減制度>

- C～D12階層における同一世帯に2人以上の小学校就学前支給認定子ども等が、保育所、幼稚園又は認定こども園等を利用している場合の当該小学校就学前支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該児童のうち、年齢の高い順から2人目のときは半額とし、3人目のときは無料とする(100円未満の端数があるときは切り捨てる)。
- 世帯の市民税所得割課税額が57,700円未満の場合で、子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする(100円未満の端数があるときは切り捨てる)。
- 世帯の市民税所得割課税額が77,101円未満の場合で、ひとり親世帯等に該当する場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から1人目のときは半額とし、2人目以降のときは無料とする(100円未満の端数があるときは切り捨てる)。ただし、3歳未満児のD4、D5階層において保育標準時間認定を受けている場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から1人目のときは、9,000円とし、2人目以降のときは無料とし、3歳未満児のD4、D5階層において保育短時間認定を受けている場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から1人目のときは、8,800円とし、2人目以降のときは無料とする。
- 上記1～3の軽減に該当しない場合で、3人以上の子供と生計を一にしている世帯において、当該子供のうち保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業所を利用している児童で、第3子以降に該当するものが満3歳未満児(年度の初日の前日において満3歳に満たない児童をいう。)である場合の利用者負担額については、無料とする。

保育認定（2号認定及び3号認定）利用者負担額表

在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）					
階層区分	定 義		3号認定		2号認定			
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、児童福祉法第6条の4に規定する里親又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受給している者の世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C		均等割額のみ(所得割額非課税世帯)	7,800円	7,700円	3,900円	3,800円	3,200円	3,100円
			3,900円	3,800円	1,900円	1,900円	1,600円	1,500円
D1		20,000円未満	8,800円	8,700円	4,400円	4,300円	3,600円	3,500円
			4,400円	4,300円	2,200円	2,100円	1,800円	1,700円
D2		20,000円以上 40,000円未満	12,000円	11,800円	6,000円	5,900円	4,900円	4,800円
			6,000円	5,900円	3,000円	2,900円	2,400円	2,400円
D3		40,000円以上 48,600円未満	16,000円	15,700円	8,000円	7,900円	6,600円	6,500円
			8,000円	7,800円	4,000円	3,900円	3,300円	3,200円
D4		48,600円以上 72,800円未満	20,000円	19,700円	10,000円	9,800円	8,200円	8,100円
			10,000円	9,800円	5,000円	4,900円	4,100円	4,000円
D5		72,800円以上 84,900円未満	24,000円	23,600円	12,000円	11,800円	9,800円	9,600円
			12,000円	11,800円	6,000円	5,900円	4,900円	4,800円
D6	A～C階層を除き市民税所得割の額の区分が右の区分に該当する世帯	84,900円以上 97,000円未満	28,000円	27,500円	14,000円	13,800円	11,500円	11,300円
			14,000円	13,700円	7,000円	6,900円	5,700円	5,600円
D7		97,000円以上 115,000円未満	33,000円	32,400円	16,500円	16,200円	13,500円	13,300円
			16,500円	16,200円	8,200円	8,100円	6,700円	6,600円
D8		115,000円以上 133,000円未満	38,000円	37,400円	19,000円	18,700円	15,600円	15,300円
			19,000円	18,700円	9,500円	9,300円	7,800円	7,600円
D9		133,000円以上 169,000円未満	43,000円	42,300円	21,500円	21,100円	17,600円	17,300円
			21,500円	21,100円	10,700円	10,500円	8,800円	8,600円
D10		169,000円以上 213,000円未満	49,000円	48,200円	24,500円	24,100円	20,100円	19,800円
			24,500円	24,100円	12,200円	12,000円	10,000円	9,900円
D11		213,000円以上 301,000円未満	53,000円	52,100円	25,000円	24,600円	21,000円	20,600円
			26,500円	26,000円	12,500円	12,300円	10,500円	10,300円
D12		301,000円以上	54,500円	53,600円	25,000円	24,600円	21,000円	20,600円
			27,200円	26,800円	12,500円	12,300円	10,500円	10,300円
			上段は1人目の児童の利用者負担額					
			下段は2人目の児童の利用者負担額					